

平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第12号

### 平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号。以下「平成26年改正給与条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成26年改正給与条例附則第8項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員）

第2条 平成26年改正給与条例附則第8項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号。第3号において「初任給等規則」という。）別表第6の初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員

（2） 切替日以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。次条第1項第2号において同じ。）より下位の職務の級に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。同号において同じ。）をした職員

（3） 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第34条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第7条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）第9条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）第9条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ウ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

エ 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間

オ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

- カ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
  - キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - ク 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
  - ケ 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第3条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
(平成26年改正給与条例附則第9項の規定による給料の支給)

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において適用されることとなる給料表の給料月額欄に定める額（その給料表の職務の級が3級である職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されることとなるものにあっては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されることとなるものにあっては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額）に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、同日において適用さ

れることとなる給料表の給料月額欄に定める額（その給料表の職務の級が3級である職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されるものにあっては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されるものにあっては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額）に相当する額

- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において適用されることとなる給料表の給料月額欄に定める額（その給料表の職務の級が3級である職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されるものにあっては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されるものにあっては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額）に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正給与条例第1条中第2の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）別表第1又は別表第2の給料表の給料月額欄に定める額（高等学校等教育職給料表の3級の欄に定める額にあっては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表の3級の欄に定める額にあっては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額。次号において「改正前の給料月額欄に定める額」という。）のうち、切替日の前日にその者が受けっていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給料月額欄に定める額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
- イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会に協議して教育委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会に協議して教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支

給する。

(平成26年改正給与条例附則第10項の規定による給料の支給)

第4条 特定期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下この条において同じ。）以外の人事交流等職員（切替日以降に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び他の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、他の地方公共団体の職員その他人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ（次項に規定する職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において適用されることとなる給料表の給料月額欄に定める額（その給料表の職務の級が3級である職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されることとなるものにあっては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されることとなるものにあっては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額）に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、同項の規定による給料として支給する。

2 特定期付職員以外の人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正給与条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

3 特定期付職員である人事交流等職員であって、人事委員会に協議して教育委員会の定めるものには、人事委員会に協議して教育委員会の定める額を、平成26年改正給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第5条 平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を

著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。